

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBクリニック（以下「事業場」という。）に採用され、看護師として就労していたところ、同年〇月〇日、病棟内の階段で足を踏み外し負傷した。同日、請求人は、Cクリニックに受診し、「右腓骨骨折、右足捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同クリニックにおいて平成〇年〇月〇日まで療養を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたとして、同年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、①請求人が、平成〇年〇月〇日にD病院に受診した際に発見された右足首の外側の靭帯損傷は、本件傷病に伴うものであることが明らかであって、未だ治療は完了していないこと、②同年〇月〇日のCクリニックの最終受診から同年〇月〇日のE外科への初診までの間、医療機関を探していたため治療の空白期間が生じているが、このことをもって治ゆとは言えず、未だ就労できる状態ではないことから、同年〇月〇日に本件傷病が治ゆし、同年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当でない旨主張するので、以下に検討する。

(2) まず、上記①の主張については、決定書理由に説示するとおり、同主張を裏付ける医学的資料等がないことから採用できない。

(3) 次に、上記②の主張についてみると、被災した当日から本件傷病の治療を担当したF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同月〇日付け電話聴取書において、同年〇月〇日頃には治ゆしており、同時期からは軽作業が可能である旨述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、請求人の同年〇月〇日の受診（初診）時には、軽作業は可能であった旨述べている。さらに、H医師も、同年〇月〇日付け意見書において、「治療の経過から鑑みて、平成〇年〇月〇日の段階において、症状固定に至っていると認められる。」と述べている。

上記各医師の意見や、請求人の平成〇年〇月〇日の災害発生状況、その後の療養経過等に鑑みると、当審査会としても、本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているものと判断する。したがって、本件において、請求人が医

療機関を探していたため治療の空白期間が生じたことをもって治ゆと判断したものではないことから、上記②の主張は採用できないものである。

- 3 以上のとおり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしていることから、監督署長が請求人に対してした同年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。